

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		重度身体障害者住宅改造費助成				所管	福祉部 障害福祉課	
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名			
	長期総合計画体系	[基本目標]					事業の開始・終了年度	
		[小 柱]					[事業開始] 昭和 6 1 年度	
		[施 策]					[終了予定] - 年度	
	根拠法令等	要綱		[法令等名]	台東区身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業要綱			
	事業対象	中規模改修は下肢又は体幹にかかる障害が2級以上の障害者、屋内移動設備は上肢、下肢又は体幹にかかる障害が1級の障害者、又は補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。						
	事業目的	在宅の重度身体障害者(児)に対し、住宅設備改善費を給付し、日常生活の利便を図る。						
	事業内容	重度身体障害者(児)からの申請に基づき、その者の居住する家屋の段差解消等の住宅設備の改善、手すり等の設置を含めて現物給付する。 ①中規模改修:限度額641千円 [種目や限度額については、都基準に基づき区要綱にて規定] ②屋内移動設備:限度額・機器費979千円、設置費353千円 「種目や限度額については、都基準に基づき区要綱にて規定」						
委託の有無	なし	委託内容						
補助金の有無	なし							
事務事業の実績	種 別	指標の名称 (単位)		目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度	
	活動指標	支給者数 (人)		5	6	6	1	
	成果指標	給付件数 (件)		5	6	6	1	
	決算額 (単位:千円)				4,152	3,919	370	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト (人件費など)			2,250	2,083	1,449	
		物にかかるコスト (物件費・維持補修費)			2	0	1	
		その他のコスト (扶助費・補助費など)			4,151	3,920	370	
		総経費			6,403	6,003	1,820	
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額 (使用料・手数料・負担金など)			0	0	0		
	その他特定財源 (国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0		
	一般財源 (区負担額)			6,403	6,003	1,820		
前年度から改善した事項		介護保険法における住宅改修費の不足部分や日常生活用具の給付などにおいて、他課等と連携を図り、住宅の改修に対する総合的な支援を引続き行っている。						
評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	重度心身障害者(児)が居宅で生活していくために、障害の状態にあった改造費の助成は、障害者(児)を支える家族の負担を軽減する上で必要不可欠な制度である。					
	効率性	3	複数事業者から案内の取寄せや見積もりを行ない、比較検討を行うことで適正な改修費用に対する助成を行うよう努め、コスト面の抑制を図っている。					
	手段の適切性	3	利用者は自己負担額分のみの支払い、協定を結んだ事業所に対し助成金の支払いを行っている。利用者の負担は軽減されており、手段の適切性は保たれている。					
	目的達成度	1	平成25年度の実績は中規模改修1件のみで目標値に達することはできなかった。住宅改修そのものの相談は複数件あったが、他事業で対応している小規模改修や年齢要件から介護保険課や高齢福祉課で対応した案件があり決定に至らなかった。					
[評価の理由] (区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性		
重度心身障害者(児)が居宅において安心して生活を送る上で住宅の改造は必要であり、高額な費用に対し助成を行うことは、障害者本人及び家族の経済的な点のみならず、暮らしやすい環境を提供することで精神的な面での負担軽減となっている。よって当事業は引続き継続していくことが必要である。						維持 拡大改善維持 縮小 廃止・終了		